

墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に  
関する要綱

平成 28 年 2 月 10 日  
27 墨議第 981 号

(設置)

第 1 条 区民に対してより開かれた区議会とするとともに、議会活動の一層の活性化を図るための具体的な方策を検討するため、墨田区議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討委員会は、議長の求めに応じて、議会改革に関する事項を協議し、その結果を議長に報告する。

2 議長は、検討委員会からの報告について、各派交渉会に諮り実施するものとする。

(構成)

第 3 条 検討委員会は、会派から選出された議員及び会派に所属しない議員をもって構成する。

2 会派から選出する委員の割当数は、所属議員 3 人につき 1 人とする。ただし、小数点以下の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 議長及び副議長は、オブザーバーとして出席する。

(座長及び副座長)

第 4 条 検討委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の中から互選する。

3 座長は、検討委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を行う。

5 座長及び副座長にともに事故があるときは、年長の委員が座長の職務を行う。

(座長及び副座長がともないときの互選)

第 5 条 座長及び副座長がともないときは、議長が検討委員会の招集日時及び場所を定めて、座長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、議長が行う。

( 招 集 )

第 6 条 検 討 委 員 会 は、 座 長 が 招 集 す る。

( 定 足 数 )

第 7 条 検 討 委 員 会 は、 委 員 の 半 数 以 上 が 出 席 し な け れ ば 会 議 を 開 く こ と が で き な い。

2 委 員 が 会 議 に 出 席 で き な い と き は、 あ ら か じ め 座 長 の 許 可 を 得 て、 代 理 の 者 ( 当 該 委 員 と 同 じ 会 派 の 所 属 議 員 に 限 る。 ) を 出 席 さ せ る こ と が で き る。

( 表 決 )

第 8 条 検 討 委 員 会 の 議 事 は、 全 会 一 致 を 原 則 と す る。 た だ し、 座 長 が や む を 得 な い 事 情 が あ る と 認 め る 場 合 は、 出 席 委 員 の 過 半 数 で 決 し、 可 否 同 数 の と き は、 座 長 の 決 す る と ころ に よ る。

2 前 項 の 場 合 に お い て は、 座 長 は、 委 員 と し て 採 決 に 加 わ る こ と が で き な い。

( 意 見 の 聴 取 )

第 9 条 検 討 委 員 会 は、 必 要 が あ る と 認 め る と き は、 委 員 以 外 の 者 の 出 席 を 求 め、 意 見 を 聞 く こ と が で き る。

( 委 員 外 議 員 の 傍 聴 )

第 1 0 条 検 討 委 員 会 は、 委 員 以 外 の 議 員 が 傍 聴 を す る こ と が で き る。

( 会 議 の 記 録 )

第 1 1 条 座 長 は、 職 員 を し て 会 議 の 概 要、 出 席 委 員 の 氏 名 等 必 要 な 事 項 を 記 載 し た 記 録 を 作 成 さ せ、 こ れ に 署 名 し、 又 は 押 印 し な け れ ば な ら な い。

2 前 項 の 記 録 は、 区 議 会 ホ ー ム ペ ー ジ 等 に 掲 載 し、 情 報 提 供 す る。

( 補 則 )

第 1 2 条 この 要 綱 に 定 め る も の の ほ か、 検 討 委 員 会 の 運 営 等 に つ い て 必 要 な 事 項 は、 座 長 が 会 議 に 諮 っ て 定 め る。

付 則

この 要 綱 は、 平 成 2 8 年 2 月 1 0 日 か ら 適 用 す る。